

令和3年度一般会計決算における入湯税が充当された経費について

入湯税及び事業所税については、地方税法において収入の使途が定められている目的税であり、その使途を明らかにする必要があるとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村の入湯税の相当額について、下記のとおり本村が取り組む施策に活用しました。

(歳入) 入湯税

3,193 千円

(歳出) 入湯税を充当する経費

25,379 千円

【経費の内訳】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
環境衛生施設の整備	合併処理浄化槽普及事業	1,999	616			1,383
	小計	1,999	616			1,383
鉱泉源の保護管理施設	村営温泉源泉設備管理事業	6,679				6,679
	小計	6,679				6,679
消防施設等の整備	消防施設整備事業	618				618
	小計	618				618
観光施設の整備	地域振興拠点施設管理事業	14,893				14,893
	小計	14,893				14,893
観光振興	観光振興事業	1,190				1,190
	小計	1,190				1,190
合計		25,379	616			24,763